

## 八ッ場ダム訴訟東京高裁意見陳述：

2014年4月22日

控訴人 河登一郎

(埼玉県所沢市)

○私はダム問題や法律に関する専門家ではありません。本件に原告として10年もかかわってきた人間として、専門的な分析を離れ1市民/納税者の視点から、裁判官諸氏の「心証」に直接訴えたいと思います。4つの視点から考えました。

### 1. 控訴人と被控訴人の対照的な生き様と動機：

第1審・2審を通じて双方関係者による多くの分析・報告・主張を聞いてきました。その中で双方の関係者の生きざまと動機が極めて対照的であることが非常に特徴的です。

○被控訴人や国交省関係者・事業者・政治家の多くは「八ッ場ダム」事業の推進が私益(省益と云う私益を含めて)に結びついています。談合疑惑、利益誘導、天下りなど事例は無数にあります。

○控訴人の動機は私益でも政治理念でもありません。有害・無益且つ血税浪費の公共事業は中止すべきと云う素直な問題意識です。弁護士を含めて全員が、自分の時間とエネルギーとお金を使って「正義」と「公正」を追求しています。

○動機の純粋さは法律上の正当性を担保しませんが、「法の究極にあるもの」が実定法の解釈を超えた正義感であるという「自然法」の深い意味を痛感せざるを得ません。「法とは正義である」。正義を実現して頂きたい。

### 2. 主張の論拠と「説得力のレベル」に格段の差があります：

提出された多くの資料や専門家・学者・弁護士の主張を通じて、双方の主張の論拠と「説得力」に格段の差があることが明快に指摘できます。

○通常、賛否両論がある場合、双方にそれなりの論拠があり、五分五分かせいぜい七三ですが、本件に関する利水の必要性(のなさ)；治水効果(のなさ)；地滑りの危険性(が大)；環境破壊(为大)；いずれの点からも控訴人の主張に圧倒的な説得力があります。これは控訴人の一方的評価ではなく、被控訴人の行動にはっきりと表れています。

(1) 国交省は控訴人の分析と主張に論駁できないために、「公文書偽造」、「資料捏造」「情報隠し」など不公正な手段に訴えざるを得ないのです。そうせねば議論が成立しないほど、客観的な説得力の差が大きいのです。

(2) 証人尋問に対する「反対尋問」の放棄です。控訴人証人に反対尋問するためには高度の理論構成と説得力が不可欠です。関係各都県で提起された同根の控訴審で、多くの代理人が反対尋問を断念した姿勢は、説得力の欠如を自ら認めたことを雄弁に物語っています。

3. 司法に対して：このままでは行政訴訟も地方自治も窒息死します：

- 第1審の地方裁判所判決の一部や、控訴審での今までの判決では、「国交省の納付通知書に対して、県知事は<一見看過できない瑕疵がない限り県独自の判断では支払拒否できない>と、地方自治を事実上否定されました。
- これでは、憲法で規定された地方自治を真っ向から否定したことになります。「一見看過できない瑕疵」など通常はありえませんが、本件如き行政訴訟はそもそも成立しません。事実上の憲法違反です。

4. 行政と政治への直言：日本の財政は危機的状況です。茶番は止めよう：

- 日本の財政が危機的状況にあること、現に凄まじい勢いで血税が浪費されつつあることは周知の事実です。血税浪費は日本経済を破壊します。
- 厳しい財政下、社会的弱者を救い、真に必要な分野への対応や将来への投資を含む公正で豊かな社会を実現するために血税浪費は止めなければなりません。
- 行政関係者の皆さま、国民/納税者の一人として行動して下さい。真の行政改革は行政組織の内部から実行することが最も効果的です。

以上